

## 東シナ海における日中海底資源戦争と 日本の自衛権

澤 喜司郎

### はじめに

筆者は、前稿「東シナ海の海底資源をめぐる日中紛争」(『東亜経済研究』第63巻第4号、平成17年7月)において、東シナ海で調査活動を続けてきた中国政府が日中中間線ぎりぎりの中国側海域で天然ガスを採掘するための施設建設に着手したことが東京新聞の調査によって確認された2004年5月27日から、中国外交部の孔泉報道官が「日本が一方向的に主張する中間線を根拠にデータと資料の提供を求めるのは、まったく道理に合わない」として日本政府からのデータと資料の提供要請を拒否した2004年9月7日の定例記者会見までの期間に限定して、東シナ海における海底資源をめぐる日中間の紛争の経緯を明らかにし、その問題の所在について若干の検討を試みた。

そして、そこで明らかになった問題は「中国政府が国連海洋法条約を無視して東シナ海での天然ガスの開発を強行していること」もさることながら、「特筆すべきは日本政府における国連海洋法条約の理解とその態度である。つまり、東シナ海では日本と中国の間の距離が短く、両国が排他的経済水域を設定できる海域が重なっているため、日本政府は両国から等距離の『日中中間線を境界にすべき』と主張しているが…中国政府が『いわゆる《中間ライン》はただ日本側が一方向的に主張しているだけで、中国がこれまで認めたことはなく、また認めることもできない』としていることから日中中間線に代わる排他的経済水域の境界線が両国間で画定されるまでは日中中間線の西側の海域であっても日本の領海の幅を測定するための基線から200海里を超えない範囲は日本の排他的経済水域であることを日本政府は堂々と主張しな

ければならないのである」とした。

また、前稿では日本政府からのデータと資料の提供要請を拒否した以降の実務者協議等の検討については次稿以降に譲るとしていたため、本稿では中国政府が提案してきた日中実務者協議(日中局長級協議)の狙いや協議の内容を中心に前稿に続き東シナ海における海底資源をめぐる日中間の紛争における問題の所在について若干の検討を試みることにする。

## I 中国政府による日中実務者協議の提案と横暴な地理的大国主義

### (1) 中国政府による実務者協議の提案

2004年10月7日に、東シナ海の春曉鉦区が日中中間線を跨いで分布していることを中国政府は20年ほど前から海底地質調査によって知っていたことが明らかになり、「中国は確信犯的に日本の海洋資源を侵犯しようとしている」(政府高官)との疑念が裏付けられたため、日本政府は事実関係を中国政府に問いただし詳細な資源データの開示を要求していたが、中国政府は明確な回答を拒否していることが産経新聞によって報じられた。同紙によれば「政府筋によると、中国政府の海底地質調査の結果が、中国・地質鉦産省海洋地質統合大隊が1986年に出版した『東海(東シナ海)石油地質図集』に記載されていた。この地質図は、カラー刷りで資源埋蔵の分布状況が詳細に色分けされており、春曉鉦区は南北に約35km、東西に6kmほどの楕円状で、《埋蔵の可能性が最も高い》ことを示す赤で色づけされている。日本政府が、この地質図に《日中中間線》を重ねたところ、同鉦区は中間線をまたいで広がり、6対4の割合で日本側に分布していた。中国側の採掘施設は、中間線から中国寄りに2~3kmの北緯28度21分、東経124度58分の位置にあり、海底パイプラインが完成すれば、年間25億 $m^3$ の天然ガスの生産が見込まれるという。日本側はすでに、外交ルートで中国側に地質図の存在を指摘し、『日本側の資源も採取されるのは確実だ』と主張。中国側はしかし、地質図の存在は認めたものの、日本側の埋蔵資源を採取する可能性については回答を避け、共同開発を

提案している」(「産経新聞」04年10月8日3時3分更新)という<sup>1)</sup>。

そのような中、町村信孝外相は10月9日にハノイ市内のホテルで中国の李肇星外相と会談し、李外相は東シナ海の日中中間線付近で中国政府が進める天然ガス田開発について「日中両政府間で実務的な協議を行い、双方が納得のいく解決を見いだしたい」と政府間協議の場を設けることを提案したのに対して、町村外相も「双方で協議することが共通利益となる」と答え、今後実務者間で協議していく意向を明らかにした<sup>2)</sup>。

そして、実務者協議を月内にも開催する方向で調整している最中の10月17日に、東シナ海の日本の排他的経済水域で中国政府が新たなガス田開発を計画していることが日本政府が入手した情報で明らかになった。政府が入手し

- 
- 1) 平松茂雄氏によれば、「中国は1970年代に同大陸棚の石油探査を実施し、1980年代に入ると日中中間線に沿った中国側海域の20数ヵ所で試掘を行なってきた。そして1980年代末までに中間線の真ん中に位置する大陸棚、なかでも平湖ガス油田が最も有望となった」「平湖油田採掘施設の建設は中国の海上土木工事能力が極めて高いことを示している。工事に要する経費は総額50億元、約6億ドル、アジア開発銀行から1億3,000万ドル、日本輸出入銀行から1億2,000万ドル、欧州投資銀行から6,900万ドルの借款によってまかなわれる、と公表されている」(平松茂雄「進展する中国の東シナ海石油開発と海洋調査」、地域構想特別委員会『アジア地域の安全保障と原子力平和利用』、(社)原子燃料政策研究会、2000年3月)としている。
  - 2) 中国の李肇星外相による実務者協議の提案に先立ち、9月上旬に中国外交部が両国で東シナ海の境界画定などをめぐる実務者協議を進めるよう日本政府に提案してきた(「時事通信」04年9月10日19時1分更新)ことに対して、同問題では日本政府は中国政府に対して海底ガス田の鉱区が日中の中間線を越えていないかどうかなどの情報提供を求めてきたが、中国政府が拒否したため、政府筋は9月10日に「まず中国側の(天然ガス開発の)情報提供が優先されるべきだ」「閣僚レベルで情報提供の合意がない中で、実務者で協議を行うのは疑問だ」として、引き続き外交ルートを通じて情報提供を求めていく方針だとしていた(「時事通信」04年9月10日21時2分更新)。また、中国の王毅駐日大使は10月7日午前に自民党の与謝野馨政調会長と会談し、東シナ海の排他的経済水域の境界線などを話し合う「実務者協議を一日も早く開催しよう」「中間線は日本の主張で、中国には中国の立場がある。二国間で交渉しよう」と述べ、日中間の対話を通じて事態の打開を図るべきだとの考えを示し、日本政府に働きかけるよう要請した(「時事通信」04年10月7日13時2分更新)。これに対して、与謝野氏は「政府が話をしたいと思えばしたらいい」と答え、この中国政府からの要請について経済産業省の杉山秀二事務次官は記者会見で「どういった協議を行うのかこれから調整する」と述べ、実務者協議に前向きな姿勢を示したと伝えられている(「産経新聞」04年10月8日3時3分更新)。

た中国政府の海洋資源開発計画によると、日中中間線を越え日本側の海域に複数の鉦区を新たに設定していることが判明し、すでに開発権利を中国企業に与えているとの情報もあるという。これまで中国政府は日本側海域近くでガス田開発を進めているが、日本側海域でのガス田開発の動きが判明したのはこれが初めてで、今回の情報が事実なら中国政府が日本側海域内で主権を行使することになりかねず「重大な外交問題に発展するのは必至」(「産経新聞」04年10月18日2時56分更新)で、「仮に事実とするなら、きわめて憂慮すべき事態」(神戸新聞社説「ガス田開発／摩擦を高めても益はない」04年10月19日付)と言われていた。

そのため、中川昭一経済産業相は10月17日の民放の報道番組で「中国政府が日本の排他的経済水域の複数カ所で(中国による開発)鉦区を設定したとの情報がある」「排他的経済水域無視は友好的でない」と強い不快感を示す一方で、東シナ海の日本の排他的経済水域で中国政府が新たなガス田開発を計画していることの「事実関係を確認するため、実務者協議はむしろ早くやるべきだ」と強調し、この場で中国政府が応じていない現場海域の地下資源のデータ提出を改めて求めたうえで中国政府に開発地点について事実関係をただし、「事実なら、認めるわけにはいかない」として強く抗議する考えを明らかにした<sup>3)</sup>。

なお、経済産業省は10月19日に東シナ海の天然ガス田開発をめぐる日本と

---

3) また、外務省の竹内行夫事務次官は10月18日の記者会見で、中国政府が東シナ海の日本の排他的経済水域にガス田開発の鉦区を設定したとの情報があることについて「情報があるのは事実」と認め、政府として確認できれば中国政府に抗議し、取りやめるよう要求する方針だとし、また10月25日に開催が予定されている実務者協議について「発端は中国が春暁鉦区を設定し、作業を始めたところにある。まずは中国側からの情報提供が極めて重要だが、日中間にまたがる海洋問題全体を視野に入れたい」と述べ、これは「実務者協議では鉦区設定問題や中国側が地下資源データの提出に応じていない問題にとどまらず、日中間で隔たりのある東シナ海の境界線設定問題も協議する考えを示したもの」(「産経新聞」04年10月19日2時58分更新)と言われていた。他方、経済産業省の杉山秀二事務次官も記者会見で「確認の上、事実なら(鉦区を)削除するよう外交ルートを通じて求めていく」と述べ、中国政府に事実確認と鉦区取り消しなどを要求していく考えを明らかにした。

中国の局長級による協議を10月25日に北京で開くことを正式に発表し、日本側は小平信因資源エネルギー庁長官、外務省の藪中三十二アジア大洋州局長、中国側は外交部の崔天凱アジア局長がそれぞれ出席することになっている。協議で、日本政府は中国政府が日本の排他的経済水域内にガス田開発の鉱区を設定したとの情報を確認し、事実なら撤回を求めるとともに、日本政府が主張する日中中間線に近い中国側海域の春暁ガス田についても中国政府に情報提供を求めるとしていた。問題は、中国政府が「日本が一方的に主張する中間線を根拠にデータと資料の提供を求めるのは、まったく道理に合わない」として日本政府からのデータと資料の提供要請を明確に拒否しているにもかかわらず、未だに情報提供を求めることしかできない日本政府の無策である。

## (2) 王毅駐日大使の発言と中国の横暴な地理的大国主義

王毅駐日大使は10月18日に日本記者クラブで行われた記者会見で、「東中国海における中国の天然ガス開発は、論争とは無関係の中国近海で行われており、中国の国家主権の範囲内のことだ。しかし、中国はやはり中日関係という大局に基づいて、双方が東中国海問題について協議し、対話を通じて理解を促進し、論争解決の道を探ることを自発的に提案する。中日双方はどちらも200海里の権利(沿岸から約370km沖までを排他的経済水域とする権利)を主張しているが、東中国海の幅は400海里に満たず、双方の主張(する排他的経済水域)が重複し、論争になっている。どのように論争を解決するべきか?『国連海洋法条約』の規定によれば、公平の原則に基づいて話し合いを行い、双方が共に受け入れられる方法を求めるべきだ。つまり、自己の一方的な主張を他方に押し付けることはできない。公平の原則とは、さまざまな要素を総合的に考慮することで、まず海洋地理的な要素が挙げられる。東中国海の中国側はユーラシア大陸で、長い海岸線があるが、日本側は列島だ。地理的条件が釣り合わないのに、日本が東中国海の半分を要求するのは《公平の原則》に矛盾する。さらに、中間線とはただ日本が一方的に主張する線にすぎず、双方の話し合いの結果によるものではなく、ましてや、すでに確定した

境界でもない。中国側にも自国が主張する線がある。双方が『国連海洋法条約』に従って事を進めるよう望む」(「人民網日本語版」04年10月19日14時35分)と述べ、「列島国である日本が東中国海の半分を要求するのは大陸国である中国とは地理的条件が合わないため《公平の原則》に矛盾する」という横暴な地理的大国主義の論理を展開したのであった<sup>4)</sup>。

この王毅駐日大使の発言に対して、中川経済産業相は翌10月19日の閣議後の会見で「日本をまったく無視している」「国際司法裁判所でも双方の主張を勘案した裁定、判決が出ている」と批判したのであった。

他方、町村外相は10月18日に外務省内で王毅駐日大使と会談し、北京で開かれる日中実務者協議について「意義ある協議にする必要がある」と述べたのに対し、王大使は「率直に話し合って成果を出す必要がある」と語り、積極的に協議に応じる姿勢を示し、また中国外交部の章啓月副報道官は10月19日の定例記者会見で「意見の違いはあるが、両国が大局に立ち、冷静な対話を通じた話し合いで問題を解決しなければならない」と協議に臨む日本政府の姿勢に注文をつけたのである。

そして、中国政府が日本の主張する東シナ海の排他的経済水域内でのガス田開発権を中国の石油会社に与えたとされる問題で、中国外交部は事実関係についての日本政府の照会に「把握していない」と回答してきたため、日本政府は10月25日に北京で行われる実務者協議でこの問題についてのさらなる

---

4) 王毅駐日大使が展開した傲慢な地理的大国主義の論理的根拠について、平松茂雄氏は「1998年月6月26日、『中華人民共和国専管経済区および大陸棚法』が制定された。1992年2月に制定された『中華人民共和国領海および接続水域法』に続いて、中国大陸周辺海域での資源開発・経済活動などを保護するための法律であり、1996年に批准した『国連海洋法条約』に依拠して制定された。同法は第2条で、『中華人民共和国の大陸棚は、中華人民共和国の領海の外で、本国陸地領土からの自然延長のすべてであり、大陸縁辺外縁の海底区域の海床・底土まで延びている』と規定して、『大陸棚自然延長』の原則を確認している」(前掲論文)と指摘し、また「中国大陸棚法の規定には、距離の制限が規定されておらず、『自然延長(部分)のすべて』とされていて、無制限である。中国は『国際法の準則に応じて』とことあるたびに強調するが、他方で国際法を平然と無視することがしばしばある」(平松茂雄「中国の事前通報による東シナ海海洋調査活動」『東亜』2001年10月号)と指摘している。

調査を中国政府に求め、同時にパイプライン建設が進んでいる春暁鉦区などに関するデータ提出も改めて求めるとしていた。さらに、東シナ海のガス田開発を多く手がける中国海洋石油総会社がインターネット上のホームページで公開していた同社の開発計画を削除していることも明らかになり、日本政府はそれを問題視していると伝えられていたのである。

また、中国筋は10月21日に日本政府が詳細な資源分布データの提出要請をしていることについて、「長年独自の海洋調査を実施するなどデータ収集に多大な労力を要してきた」「日本と海洋権益を争う意識が高まっており、日本政府の要求するレベルのデータ提供は難しい」として、日中実務者協議で日本政府にデータを提供する可能性がないという見解を示し(「産経新聞」04年10月22日2時48分更新)、10月25日に予定されている日中局長級協議に臨む日本政府の出鼻を挫いた格好になったのである<sup>5)</sup>。

さらに、東シナ海の天然ガス田開発を進めている中国海洋石油総会社が米証券取引委員会(SEC)に対し、日本の排他的経済水域に探査鉦区を設定したことを示す詳細な地図を提出していたことが時事通信が入手した2000年版年次報告書によって明らかになった。時事通信によれば、ニューヨーク株式市場に上場している中国海洋石油総会社は年次報告書をSECに提出し、2000年版年次報告書によると排他的経済水域境界線(日中中間線)付近に18カ所前後の鉦区を設定し、その中には日中中間線付近で中国政府が開発を進めている

5) これとは裏腹に、中国外交部の章啓月副報道官は10月21日の記者会見で日中局長級協議について「両国関係の大局から出発し、冷静な対話と協議によって理解を一層深め、両国の異なる意見と相違を解決したい」「中国は一貫して、いかなる争議や問題も対話と協議により解決するべきだと主張してきた。このような精神に基づいて日本側と協議を進める。日本と中国には東シナ海の境界について意見の相違があるが、これらの問題も協議で取り上げられるだろう」(「人民網日本語版」04年10月22日10時49分)との見解を示した。他方、中川経済産業相と町村外相は10月22日の閣議後に、日中局長級協議で中国政府に日本の排他的経済水域内での鉦区設定などの事実関係を質すとともに、中国政府が現在手掛けている開発に関し情報提供を求めることを確認し、中川経済産業相は記者会見で日中局長級協議では(1)中国の資源開発、(2)中国の資源調査、(3)東シナ海での日中の境界線画定、の3つがテーマになると説明し、町村外相は「1回目(の協議)なので、よく帰趨を見極めたい」(「共同通信」04年10月22日11時1分更新)と楽観的な見解を述べていた。

春暁ガス田の鉦区も含まれていたという。なお「同社が国際的に日本側水域での開発計画を公表していたことを受け、東シナ海開発などをめぐって25日に北京で開かれる日中局長級協議で、日本政府は中国側に強く事実確認を求めることになりそうだ」(「時事通信」04年10月24日7時0分更新)とされていたのである。

## II 日中局長級協議の開催と分かれた評価

### (1) 日中局長級協議での原則論の応酬

東シナ海におけるガス田開発をめぐる日中政府間の局長級協議が10月25日に開催されるため、前日の24日に北京入りした藪中三十二アジア大洋州局長と小平信因資源エネルギー庁長官は「日本の海洋権益にかかわる問題。こちらの立場をきちんと主張する」と厳しい表情で語り、日本政府は「協議ではこの境界付近にある中国側の春暁などの鉦区データの提供を強く要求し、最近発覚した日本側EEZ内での鉦区開発疑惑もただし、事実ならば中止を迫る構えだ」と言われていたが、「互いに譲れぬ国益から協議は平行線をたどるとの見方も強い。ただ、決裂となれば、歴史認識問題に続く《火ダネ》として海洋摩擦がくすぶるのは確実。日中関係の大局を見据えつつ、どこまで議論に踏み出すか、日本側も難しい対応を迫られている」ばかりか、「交渉の土台となる日中境界線について両国の主張は大きく隔たったまま。資源問題は国家戦略とも直結するだけに、協議難航は必至の情勢」(「西日本新聞」04年10月25日2時10分更新)で、「主権と海洋権益がからむ問題だけに双方の対立は必至だ」(「産経新聞」04年10月25日15時17分更新)とされていた<sup>6)</sup>。

6) また、協議では「中国が日中中間線付近のガス田の鉦区データ開示に応じるかどうか最大の焦点だが、データ提供を問題解決の突破口としたい日本の要求に応じる姿勢を示しておらず、双方の対立は必至だ」とみられるとともに、「日本政府内では、問題解決への糸口がつかめない中で着々と開発を進めている中国への警戒感が急速に強まっている。資源探査に乗り出したばかりで、具体的データのない日本としては『中国側の情報開示がない限り、満足な交渉はできない』(政府筋)のが実情だ」と言われ、このため24日に北京入りした外務省の藪中三十二アジア大洋州局長は「日本の海洋権益に



そして、日中局長級協議が10月25日に北京市内のホテルで開かれ、協議には日本側から藪中アジア大洋州局長、小平資源エネルギー庁長官ら関係4省庁の15人が出席し、中国側からは外交部の崔天凱アジア局長、国家発展改革委員会の徐錠明エネルギー局長ら22人が出席した。

出席者によると、「協議は原則論の応酬で9時間余に及んだ。春暁ガス田について、日本側は、日本側海域の埋蔵資源が吸い取られる可能性がある」と指摘したのに対し、中国側は春暁の海底の岩石を示しながら、地質の形状や採掘の際の技術的問題点などについて説明。『東側(日中中間線の日本側)の資源には影響はしない』と述べるにとどまっておき、日本側は協議終了後『具体的で数値に基づいたものではなく満足といえる水準ではなかった』と語った。中国側は鉦区データの開示要求について、『要請があれば言ってほしいが、すべてに答えることはないかもしれない』と回答、協議が再開されても詳細なデータは提供されない公算が大きい。春暁とは別に、日本側の排他的経済水域に複数のガス田鉦区を設定したとの情報確認についても、『実際の作業はしていない』と繰り返し、作業の中身は明らかにしなかった(「産経新聞」04年10月26日2時51分更新)という。

なお、協議は予定を約5時間オーバーして午後9時すぎに終了したことが物語るように、「日中間では排他的経済水域の境界自体が確定しておらず、エネルギー資源の権益の摩擦解決はなお時間がかかりそうだ」(「読売新聞」04年10月25日)し、「中国側は、日中中間線付近で開発を進める春暁ガス田について、日本側が求めた詳細なデータの提供には応じなかった。主権と海洋権益が絡む問題だけに、『互いの意見の相違は大きく、合意点は見つからなかった』(日本側)」が、「中国側は、協議継続の姿勢を示しつつ、今後も実際の開発は推進する構えだ」(「産経新聞」04年10月26日2時51分更新)と伝えられていたのである<sup>7)</sup>。

---

かかわる問題だ。中国側が持つガス田開発についての情報提供を求める」と述べ、協議で徹底要求する考えを強調していた。

7) 日中局長級協議でも明らかになった認識の違いについて、かつて「外務省よ、しっかりせよ！」(『明日への選択』平成8年6月号)は「問題は、こうした主張の違いに、わが

この協議について、「人民網日本語版」(04年10月26日10時11分)は「双方は東中国海の境界線問題における各自の立場および関心事を詳述したうえで、(1)東中国海での境界画定はまだ行われておらず、両国の考えには相違がある、(2)国連海洋法条約に基づき、協議による公平な解決を求めるべき、の点で一致した。ガス田開発をめぐる現在の紛糾については、引き続き協議と対話によって解決を目指していくことで合意した」と報じていた<sup>8)</sup>。

## (2) 日中局長級協議に対する日中での評価の違い

中川経済産業相は10月26日の閣議後の記者会見で、25日の日中局長級協議で中国政府から具体的な情報提供がなかったことについて「何のために(中国が協議開催を)提案したのか分からない」と不快感を表明し、日本政府としては資源探査などを「粛々とやっていく」考えを示し、日本政府が今後、試掘を行ったり開発権を認可したりすることに関しては「決めていないが、否定しない」と語るとともに、「先方は着々と作業を進めている。(中国の)時間稼ぎに協力するつもりは毛頭ない」と情報提供がないままの協議継続には否定的な考えを明らかにした。また、町村外相は26日午前の記者会見で「(中国の情報提供は)不十分と言わざるを得ない」と中国政府の対応に不満

国としてはどう対処していくのかという問題だといえるだろう。中国はわが国の《中間線》論を全く認めず、それどころか逆に、実力をもって自らの主張を既成事実化しようとしている。こうした中国の姿勢に、わが国はどう対抗していったらよいのか、という話なのだ。こうした問題について、『ともかくコトを荒だてずに』というのが、これまでの外務省の姿勢であった。『ともかく友好関係が大事。寝た子を起こすようなことをしてはならない』というのが彼らの認識であったからだ。とはいえ、そんな姿勢がどれだけの成果を生んだというのだろうか」としていた。

- 8) 中国新聞社説「東シナ海ガス田 中国は情報提供せよ」(04年10月26日付)は、「東シナ海で中国は70年代から調査を進め、90年代からはガス田開発を始めた。特に最近は中間線に極めて近い場所で開発が本格化し、鉦脈が日本側までつながっていれば資源が吸い取られる可能性が強まった。日本政府が今年6月に抗議に合わせて情報提供を要求したのは遅きに失したほどである。しかも中国は日本の要求を拒否した」「関係国の了解を得ていないEEZ内での開発は、国際信義の無視も甚だしい」「日本政府はこれまで摩擦に及び腰でEEZ一帯の利用に向け具体的な手を打たず、今年7月になってようやく調査に乗り出した。これまで何をしてきたのか。戦略に乏しいとのそしりは免れない」としていた。

を示し、今後の対応について「今までと同じことをやっていた方がいいのかという率直な思いはある。抗議や情報提供を求めるということはこれまでもやってきた」と述べたが、どのような対策を想定しているかについては言及しなかったものの、協議については継続する考えを明らかにしたのであった(「産経新聞」04年10月27日2時28分更新)。

政府内では日中局長級協議が平行線に終わったことで協議のあり方に疑問を投げかける声が出てきたばかりか<sup>9)</sup>、協議を継続するかどうかで外務省と経済産業省の見解の違いも表面化し、政府の戦略の立て直しが必要になっている(「産経新聞」04年10月27日2時28分更新)と言われていたのである。

これに対して、中国外交部の章啓月副報道官は26日の定例会見で「境界の問題で意見の相違はあるが、今回の協議は有意義で、両国は誠意のある態度で建設的な話し合いができた」と評価し、中国の立場は「国連海洋法条約に基づいて対話を通じての公平な解決である」と説明するとともに(「毎日新聞」04年10月26日19時36分更新)、「中国が進めるガス田開発は日本と争いのない中国近海で行っており、中国の主権を行使した正常な活動だ」と述べ、協議でも中国政府がこの主張を強調したことを明らかにし(「時事通信」04年10月26日19時2分更新、「共同通信」04年10月26日20時5分更新)、この主張は「あくまで日中中間線付近での開発を推進する姿勢を強調した」(「産経新聞」04年10月27日2時28分更新)ものであると言われているのである。さらに「人民網日本語版」(04年10月27日14時4分)によれば、章啓月副報道官は「東中国海問題は複雑な問題で、中日双方の対立点は客観的に存在するが、東中国海の安定の保護は中日双方の利益だ。中国は国連海洋法に基づき、話し合いを通じて公平な解決を図ることを主張し、日本も関連の問題をめぐってさらなる協議を行うと表明した」「対話と協議による東中国海問題の解決は中日双方

9) 日中局長級協議は、10月9日にハノイで行われた日中外相会談で中国政府が提案し、小泉首相の靖国神社参拝でギクシャクする日中関係がさらに拗れることを懸念した外務省が「話のにった」のであるが、経済産業省には「外務省が日中関係悪化の印象を避けるために協議機関を設置し、問題の先送りをはかったにすぎない」との見方さえある(「産経新聞」04年10月27日2時28分更新)と言われている。

の共通認識であり、双方は関連の問題について協議と話し合いを続けて行く」と述べたと報じられていた。

このように、日中局長級協議の評価に大きな隔たりがあるのは「問題の根底には、双方の排他的経済水域のとらえ方の違いがある」からで、「中国の考え方は海洋法条約の解釈を援用、中国の大陸棚は深度2940mの沖縄トラフまで続いており、この大陸棚全域が中国の排他的経済水域というもので、《大陸棚自然延長論》と呼ばれる。日中間の東シナ海は400海里未満のため両国海岸線から等距離にある中間線で分けるのが公平だとする日本側の主張も、『そこで線引きすれば浙江省の3つ分、約30万km<sup>2</sup>を失う』(中国筋)とはねつけている」(「産経新聞」04年10月27日2時28分更新)のであり、「人民網日本語版」(04年10月27日14時4分)によれば「国連海洋法条約」第77条は「沿海国は大陸棚の調査や天然資源開発を目的に、大陸棚への主権を行使する権利を持つ」と規定しているため「中国政府は25日の協議で日本との対立とは無関係の中国近海で行っているガス田開発について日本に説明した」と報じていた。また、中国の「国務院は昨年5月には『全国海洋経済発展計画要綱』を公布、海洋石油240億トン、天然ガス14兆m<sup>3</sup>といった埋蔵量を示しており…中国筋は東シナ海の問題は『国家主権と海洋権益の確保が絡む』と妥協の余地はない」(「産経新聞」04年10月27日2時28分更新)としていると伝えられていたのである<sup>10)</sup>。

10) 平松茂雄氏は「東シナ海の海底は、中国大陸から緩やかに傾斜して、わが国の西南諸島の西約100kmの地点で深く窪んでいる。この窪みは沖縄舟盆ないし沖縄トラフと呼ばれ、西南諸島とほぼ平行して走っている。長さ約1,000km、深さ1,000~2,000kmである。中国政府は中国大陸から沖縄トラフまでを一つの大陸棚、すなわち中国大陸が自然に張り出して形成されたとみて、東シナ海大陸棚全域に対する主権的権利を主張し、同大陸棚に位置しない日本には東シナ海大陸棚全域に対する主権的権利はないと主張する。これに対して日本政府は、東シナ海大陸棚は中国大陸・朝鮮半島から延び、わが国の西南諸島の外洋に向かい、同諸島の外の太平洋(南西海溝)に向かって終わっているとの認識に立ち、それ故東シナ海大陸棚の画定は向かい合う日本、中国、韓国の間で等分するという中間線の原則に立っている。これが日中中間線である。いずれにしても石油開発の前提は、大陸棚の境界画定である。そして中間線の原則も大陸棚自然延長の原則も、国際法上有効な考え方であるから、東シナ海大陸棚の境界画定は政治交渉で解決するほかない。しかしこのように中国側が積極的に開発を進め、中間線

### Ⅲ 日本政府の対応の遅れと中国政府の目論見

#### (1) 排他的経済水域についての認識の違い

中国政府による東シナ海での天然ガス田開発をめぐる10月25日の日中局長級協議で、日本政府は中国政府が開発を進める春暁ガス田などは日本沿岸から200海里内で日本の排他的経済水域にあると強く主張し、それは日本がこれまで日中関係に考慮して主張してきた従来の「中間線論」を事実上、転換したもので、東シナ海の海洋資源確保の立場から強い姿勢を示し、中国政府の動きを牽制していたことが産経新聞(04年11月10日2時52分更新)によって報じられた<sup>11)</sup>。

同紙によれば、日中局長級協議の席上、藪中三十二アジア大洋州局長は日中中間線を排他的経済水域の境界とする日本政府のこれまでの立場を説明した上で「日本も沿岸から200海里までの海洋権益がある」と主張した。大陸棚自然延長論を唱える中国に対し、これまで日本政府は日本と中国の洋上での最短距離が400海里未満で双方の200海里が重なるため200海里の主張を封印し、双方の沿岸を起点とした中間線による排他的経済水域設定を主張することによって中国との摩擦拡大を避けてきた。海洋資源についての沿岸国の権利などを規定した国連海洋法条約上、沿岸200海里の経済水域は日本も権利を保有する海域で、藪中氏が敢えてこの権利を強調したのは春暁ガス田など中間線付近での中国によるガス田開発が活発化しているほか、ここ数年中間線の日本側海域で日本政府への事前通告がないまま中国の海洋調査活動が頻発し、「日本の海洋権益がなし崩しに侵される」(経済産業省筋)との危機感が高まっているため、200海里の権利を強調しておくことで日本政府も中国側海域にある平湖ガス田付近など中間線にこだわらずに「中国沿岸でガス田

のすぐ向こう側の海域で開発が進んでいるのであるから、日本側が早急に線引きしないと、中国が中間線を越えて、日本側海域に入ってくるのは時間の問題である」(前掲論文)という。

- 11) また、日本政府は中国政府から天然ガス田開発に関する情報提供がなければ、春暁ガス田付近の日本側海域で採掘調査に踏み込まざるを得ないと中国政府に通告していたという。

開発に乗り出す毅然とした姿勢を見せておく必要がある」(同省関係者)と判断したからであるという<sup>12)</sup>。

日本政府のこの主張は当然のことであり、前稿において筆者が「東シナ海では日本と中国の間の距離が短く、両国が排他的経済水域を設定できる海域が重なっているため、日本政府は両国から等距離の『日中中間線を境界にすべき』と主張しているが、それは国連海洋法条約第74条第4項がいうところの二国間での衡平な解決を達成するための一つの提案にすぎないにもかかわらず、日本政府はそれがあたかも合意されたものとして日中中間線より東側だけが日本の排他的経済水域と勘違いしていることである。しかし、中国政府が『いわゆる《中間ライン》はただ日本側が一方向的に主張しているだけで、中国がこれまで認めたことはなく、また認めることもできない』としていることから日中中間線に代わる排他的経済水域の境界線が両国間で画定されるまでは日中中間線の西側の海域であっても日本の領海の幅を測定するための基線から200海里を超えない範囲は日本の排他的経済水域であることを日本政府は堂々と主張しなければならないのである」とした通りである<sup>13)</sup>。しかし、日本政府がこのような対応や態度を取ることが遅すぎたことは言うまでもない<sup>14)</sup>。

12) 国連海洋法条約は、「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規定第38条に規定よる国際法に基づいて合意により行う」(第74条第1項)と規定しているが、「《衡平の原則》が不明確で、国家間の力学で決まる要素も否定できない」(産経新聞)04年11月10日2時52分更新)と言われている。

13) 日本政府の対応の遅れや態度について、平松茂雄氏は「中国は早くから国家戦略として一貫して海洋戦略を推進し、中国周辺の海域に進出してきている。これに対してわが国は、これまで国家の主権に関わる領土問題を厄介な問題として先送りし、問題が起きると、その国との友好関係が重要であるとの理由から領土問題の解決を避けてきた。…海洋法条約と同時に提出された一連の関連法案のなかには、水産資源、海洋汚染などに関する法律はあるが、大陸棚の資源開発に関する法案はない。200カイリ設定に対応する国家としての姿勢が整備されていないところに、有事を考えない日本国家の現実がよく現われている」(前掲論文)と指摘する。

14) 11月4日付の中国各紙は、中国の石油最大手の中国石油天然ガスが海洋石油開発専門の子会社を設立したと報じた。それによると、中国では海洋石油開発は石油第3位の中国海洋石油が独占していたが、将来的なエネルギー不足を懸念する中国政府は資源確保

## (2) 日中局長級協議の再開と日中両政府の目論見

アジア太平洋経済協力会議(APEC)閣僚会議に出席するためにサンティアゴを訪問中の町村外相は11月18日午後中国の李肇星外相と会談し、10月25日に開催された日中局長級の1回目の協議が不調に終わったことから「次回協議は(事務方で)事前の情報交換をやっていく」ことで一致し、今後も協議を継続することを確認した<sup>15)</sup>。また、11月21日の小泉首相と中国の胡錦濤国家主席との首脳会談で、小泉首相は「適切な対応で東シナ海を対立の海にしないことが重要だ」と強調し、両首脳とも問題解決のために引き続き協議を進める必要があるとの認識を示し、対話を通じて適切な処理を目指すことで一致したが、双方とも具体論に踏み込まなかった。しかし、11月30日にビエンチャン市内で中国の温家宝首相と会談した小泉首相は東シナ海の日中中間線付近で中国政府が行っている天然ガス田開発問題で情報提供を要請したと伝えられているのである(「産経新聞」04年11月30日15時19分更新)。

ところが、日本最南端の沖ノ鳥島周辺の日本の排他的経済水域内で中国の海洋調査船が活動していることを12月7日に海上自衛隊のP3C哨戒機が確認したため、細田官房長官は7日夜に中国政府に対して東京と北京で外交ルートを通じて抗議するとともに活動の中止を求めたが、中国政府からの何の回答もなく、8日午前の記者会見で「このような事態が発生することは極めて遺憾だ」と強く抗議すると同時に「今後中国側に対し適時適切に申し入れを行い、状況の改善を強く求めることとしたい」と語った。また、小泉首相は同日昼に記者団に「対立の海にしないで、協力の海にしようという大方針が

---

のため中国石油天然ガスにも海洋開発を認め、11月3日に北京で設立された子会社の「中油海洋公司」は今後中国北部・渤海湾で海洋石油開発を進め、中国石油天然ガスは2010年までに海洋での石油産出量を年産400万トンにするという。このような最大手の中国石油天然ガスの新事業進出で中国近海での石油開発が加速するのは确实だ(「共同通信」04年11月4日20時1分更新)と伝えられているのである。

- 15) なお、日中外交当局間協議が11月4日に外務省麻布台別館で開かれ、中国による東シナ海の天然ガス田開発について日本政府は「(先月の日中政府間協議で)具体的なデータが提供されなかったことは不満だ。今後、第2回会合があっても、時間延ばしは受け入れられない」と批判した。

決まっているから、ルールをよく守るのが大事だと思っている」と中国政府の対応を批判し、外務省の藪中三十二アジア大洋州局長は12月8日午後に駐日中国大使館の程永華公使を呼び、「われわれの排他的経済水域内でこういう事態が起きないように対処してほしい」と抗議し、程公使は「本国に速やかに伝える」と述べたのであった<sup>16)</sup>。

しかし、中国の海洋調査船が再び日本の排他的経済水域内で海洋調査と思われる活動を行っていることが確認され、そのため日本政府は外交ルートを通じて中国政府に直ちに抗議するとともに調査の中止と即刻退去、再発防止を申し入れたことを細田官房長官が10日午後の定例記者会見で発表した<sup>17)</sup>。

さらに、そのような中で中国政府が中断していた東シナ海でのガス田開発作業を数日前から再開していることを日本政府筋が明らかにした。政府筋によると、春暁と並び東シナ海で中国政府が開発中の天外天と呼ばれるガス田では10月中旬から作業が中断されていたが、数日前には船が着き、機材が運び込まれるなど作業が始まったという<sup>18)</sup>。そのため「11月に日中首脳会談が

16) 中国外交部の章啓月副報道官は12月10日に、中国の海洋科学調査船が日本政府の主張する「沖ノ鳥島」周辺の排他的経済水域内で活動したとして日本政府が中国政府に抗議している問題に関して、「国連海洋法条約第121条の規定では、岩礁はEEZを主張できる条件を備えていないことになっている。条約の具体的条文は主に2つの文からなる。(1) 島は高潮の時でも水面上に自然に形成された陸地の区域でなければならない。(2) 人間の居住や経済活動ができない岩礁はEEZまたは大陸棚を有しない、とある。この2つは条約の原文で、完備された概念を構成している。日本側が沖ノ鳥島で主張できる海域の性質と範囲には認識の違いがある。両国は友好的協議を通じて、ここから生じた問題を適切に処理すべきである」(『北京週報』2004年No.51)と述べたと伝えられている。

17) 中国の海洋調査船が沖ノ鳥島(東京都)の南南西約350kmの日本の排他的経済水域内を航行したのを受け、石原慎太郎都知事は12月10日に、日本の経済水域であることを実証するため沖ノ鳥島周辺で漁業をしてもらおうと発表し、それによれば小笠原島漁業協同組合が実施し、来春に定置網や魚礁を設け、石原知事も現地を視察するという。定置網が流されるなどの損害があれば都が補填する方針で、石原都知事は「自分たちの領土を侵犯されて失うのか。補填は都民も日本人なら了としてくれると思う」と述べていた。

18) 「北京週報」(2004年No.50)は、国家発展・改革委員会の張国宝副主任が「石油の戦略的備蓄制度の確立は必要であり、国はすでにその計画をつくり、4つの石油備蓄基地の建設もスターした」と語り、また「最近開かれた中国国際石油石化企業フォーラムの席



1年ぶりに実現し、ガス田開発で対話解決を目指すことで一致したにもかかわらず、『ルール違反』(政府筋)ともいえる刺激的な行動が相次いで判明、日中間のぎくしゃくした関係をあらためて浮き彫りにした格好だ』(「産経新聞」04年12月8日)とされていたのである。

このような中国政府の態度が何を物語るのかと言え、前稿で述べたように、東シナ海の境界画定などをめぐる日中実務者協議を進めるよう日本政府に提案してきた中国政府は、国連海洋法条約が「関係国間において効力を有する合意がある場合には、排他的経済水域の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する」(第74条第4項)と規定していることから、同条約に則り衡平な解決を達成するためとの説明をしているが、それは中国政府の見せかけであって、本当のところは協議で時間稼ぎをし、その間に既成事実を積み上げようとするもので、それは中国政府の姑息な常套手段であり、これまでも多くの事実がそれを物語っているのである。

## おわりに

中国政府が提案してきた実務者協議は中国政府の時間稼ぎであって、その間に既成事実を積み上げようとするものであることは上に見てきたとおりである。中国政府が本当に「中国は国連海洋法に基づき、話し合いを通じて公平な解決を図る」(章啓月副報道官)意思があるならば、国連海洋法条約が境界の画定が合意されるまで「関係国は…最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」(第74条第3項)と規定していることから、境界の画定が合意されるまでは国際的な常識に則り海洋調査と採掘は停止すべきである。しかし、中国政府が日本の排他的経済水域内で海洋調査と

---

上で、張国宝副主任は、『中国の国情は日韓とも欧米諸国とも異なっており、中国の戦略的石油備蓄は国情に基づいて決めるべきである。日本は必要としている石油をすべて輸入に頼っているが、中国は少なくとも3分の2は自給でき、未来のエネルギー資源採掘の潜在力は非常に大きく、必ずしも90日分の備蓄を確保しなくてもよい。われわれは中国の状況に基づいて自らの石油の戦略的備蓄を確立していく』と述べた」と伝えていた。

思われる活動を行い、中断していた東シナ海でのガス田開発作業を再開したことは中国政府には「国連海洋法に基づき、話し合いを通じて公平な解決を図る」意思が毛頭ないことを意味しているのである。

そのため、日中局長級協議を継続しても意味はなく、国連海洋法条約第56条第1項が規定する「海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利」を日本が放棄する気がなければ、主権的権利を主張するだけの外交的手段による解決は失敗に帰したことを認識するとともに深く反省し、中川経済産業相が日本政府としては資源探査などを「粛々とやっていく」考えを示したように、資源探査と試掘を国家をあげて推進すべきであり、日本に残された選択肢はそれしかない<sup>19)</sup>。そして、何よりも重要なことは「集団的自衛権の問題と同じく、権利は持っているのに行使できないというのでは意味がない」(日本政策研究センター「週刊ニュース」04年6月18日18時29分)ということである。

東シナ海においては中国政府による国連海洋法条約を無視した一方的な侵掠(侵入して物財をかすめ奪うこと)がすでに行われているのであり、この問題で日本が発動できる自衛権の行使とは資源探査と試掘を行い、一刻も早く採掘に乗り出すことである。

【脱稿：2005年1月15日】

19) 日本政策研究センター「週刊ニュース」(04年6月18日18時29分)は、「中国の海洋覇権拡大の歴史を振り返ってみると、南シナ海では常に相手の出方を瀬踏みしながら中国は支配権を拡大してきた。当該国がしかるべき対応をとらないと見るや、中国側はどんどん進出して実効支配を進め、後から抗議しても相手にもしなかったのである」「この問題は、日本の主権的権利(言うまでもなく、わが国は東シナ海の日本側大陸棚の資源開発・利用に関する権利を有する)を侵す国に対して、日本政府が国家としてきちんと権利を主張できるかどうかという重大な問題である。集団的自衛権の問題と同じく、権利は持っているのに行使できないというのでは意味がない」「そして、中国がここまで出てきたからには、それに対抗するもっとも有効な手段は、わが国も掘るということだ」「着々と既成事実化を進める中国に対抗するには、こちら側の既成事実を積み重ねるしか、もはや方法はあるまい」としていた。